

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団施設使用規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本芸術文化振興会国立劇場おきなわの施設使用に関する規程に基づき、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団（以下「財団」という。）が国立劇場おきなわの施設を一般の使用に供する場合における当該供用に関し必要な事項について定めるものとする。

(一般の使用に供する施設)

第2条 国立劇場おきなわの施設で一般の使用に供するものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大劇場
- (2) 小劇場
- (3) 大稽古室
- (4) 中稽古室
- (5) 小稽古室
- (6) 試写・視聴室
- (7) 録音スタジオ
- (8) 講義室
- (9) 研修室
- (10) 交流プラザ
- (11) 前各号の施設に付随する施設、設備及び備品

第2章 使 用

(使用の手続き)

第3条 前条に掲げる施設（以下「劇場施設」という。）の使用を希望する者（以下「希望者」という。）は、あらかじめ第10条に定める申込書をもって財団に申し込み、財団の承諾を得なければならない。

(使用目的の種別)

第4条 大劇場及び小劇場の施設（以下「大劇場等施設」という。）の使用申込みについては、財団は、次の各号に掲げる使用目的の種別に応じ、その内容について検討の上、次条から第8条までに掲げる条件に適合し、かつ、第9条に掲げる条件に照らして差し支えないと認められるものにつきその使用を承諾することができる。

- (1) 公開による沖縄伝統芸能その他の芸能の上演（以下「第一種」という。）
- (2) 非公開による沖縄伝統芸能その他の芸能の上演（以下「第二種」という。）
- (3) 芸能に関する式典、講演会及び講習会並びに公的式典（以下「第三種」という。）
- (4) その他の催し（以下「第四種」という。）

2 前項第2号及び第3号の場合において、有料の入場券その他名称のいかんを問わず、

不特定多数の者に入場を許すための票券を発行して開催するものは、第一種とみなす。
3 録画又は録音の目的をもってする催しのための使用は、公開のものは、第一種、非公開のものは、第二種とみなす。

(第一種の使用目的)

第5条 第一種は、次の各号の条件の一に該当するものとする。

- (1) 伝統芸能の公開で、その演目及び公演内容が、大劇場等施設において上演するにふさわしいもの
- (2) 過去に上演実績を持つ現代舞台芸術の公演で、その芸術的水準が特に高いと認められるもの
- (3) 上記以外の舞台芸術の公開等で、我が国の芸能の発展に寄与し、かつ芸術的に秀れていると認められるもの、又は国際交流に役立ち、かつ文化的意義があると認められるもの

(第二種の使用目的)

第6条 第二種は、次の各号の条件の一に該当するものとする。

- (1) 研修を目的とする伝統芸能の上演で、その保存及び振興に役立つもの
- (2) 伝統芸能以外の芸能の上演で、教育的意義が大きいもの

(第三種の使用目的)

第7条 第三種は、次の各号の条件の一に該当するものとする。

- (1) 国又は公共団体等の主催による芸能に関する公的式典など
- (2) 伝統芸能の普及及び理解に役立つ講演会又は講習会等の催し
- (3) 国又は公共団体等の主催による公的式典等で、その内容が大劇場等施設において催すにふさわしいもの

2 前項において、式典又は講演会、講習会等とともに沖縄伝統芸能その他の芸能の公演が行われる場合は、公演内容により第一種、第二種又は第四種を適用するものとする。

(第四種の使用目的)

第8条 第四種は、前3条に該当するものを除く催しであって、財団の業務に支障のないものとする。

(使用の承諾をしない場合)

第9条 劇場施設使用の申込みで、次の各号の一に該当する事由があるものは、これを承諾しない。

- (1) 特定の宗教若しくは政党を支持し、又はこれに反対することを目的とする催しのための使用であるとき。
- (2) 秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められる使用であるとき。
- (3) 使用の目的が、国立劇場おきなわの設立の目的に違反すると認められるとき。
- (4) その他劇場施設の管理運営上、使用させることが適当でないと認められる使用であるとき。

(予約申込み)

第10条 希望者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申込書を財団に提出しなければならない。

- (1) 次条の規定に基づき大劇場等施設の使用を希望する場合 別記第1号様式
- (2) 第14条の規定による申込みを行う場合 別記第2号様式

(3) 大劇場等施設の使用に付随して付随施設の使用等を希望する場合及び第2条第3号から第10号までの施設の使用を希望する場合 別記第3号様式

(4) 劇場施設に付随する設備及び備品の使用等を希望する場合 別記第4号様式

2 前項第2号の申込みについては、その使用目的が沖縄伝統芸能その他芸能の上演である場合は、別記第5号様式による使用計画書を添付しなければならない。

(予約申込書の受付期間)

第11条 財団は、大劇場等施設の使用について、事業年度ごとに受付期間を定めて、前条第1項第1号で定める申込書で受け付けるものとする。

(内諾の通知)

第12条 財団は、前条により施設の使用申込みを受けた場合は、財団の自主公演又は他の申込みとの間の日程調整を行い、使用日を定めて希望者に内諾の通知を行うものとする。

(使用申込書等の提出)

第13条 使用の内諾を得た者は、財団が内諾の通知をした日から1ヶ月以内に第10条第1項第2号に定める申込書及び同条第2項に定める使用計画書を財団に提出するものとする。

2 前項に定める期限までに申込書を提出しない場合には、財団は、内諾を取り消すことができる。

(受付期間終了後の申込み)

第14条 財団は、第11条に定める受付期限後においても、使用予定のない日について、第10条第1項第1号で定める申込書で受け付けることができる。

2 財団は、前項により予約の申込みを受けた場合においては、第12条の規定に基づき、内諾の通知を行うものとする。

(使用の承諾)

第15条 財団は、第13条の規定に基づき提出された申込書等が、第11条又は前条の規定に基づき提出された申込書と内容に相違がなく、かつ、第21条に定める予約保証金が納付されたことを確認した後、その使用を承諾するものとする。

2 前項の承諾は、第13条第1項の規定により提出された申込書に財団の印を押印することによって行う。

(付随施設等の使用予定のない日の受付)

第16条 財団は、他の使用予定がない場合に第10条第1項第3号又は第4号に定める申込書を受け付けることができる。

(使用条件の遵守)

第17条 劇場施設の使用の承諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、誠実に運営財団の定める使用の条件に従わなければならない。

(付随施設等の使用)

第18条 使用者は、大劇場等施設の使用に付随して、次の各号の施設及び設備を使用することができる。

- (1) それぞれの大劇場等施設に付随するホワイエ
- (2) 特別室。ただし、使用の都度、財団の承諾を受け、その承諾された時間内に限る。
- (3) それぞれの大劇場等施設に付随する楽屋、着付・床山室、小道具室、浴室等
- (4) 大道具製作室とその関係諸室

(5) 舞台機構に関する装置、照明装置及び音響装置ならびに、これらの装置に含まれる器具用具類 ただし、特別に規定するものについては、この限りでない。

2 前項第3号の施設の使用については、同日に、他に劇場施設を使用する者のあるとき、財団の指示するところにより、その使用部分を制限することがある。

3 第1項第4号の施設の使用については、財団に大道具の製作及び操作を委託する場合に限る。

(職員の協力)

第19条 前条の使用者は、次の各号の職員の協力を受けることができる。

(1) 入場券の点検、大劇場等施設内の案内及び放送に従事する職員 ただし、人員数の限度については、次表のとおりとする。

区 分	大劇場で協力する場合	小劇場で協力する場合
入場券の点検に関する職員	1人	1人
案内に関する職員	3人	1人
放送に関する職員	1人	1人

(2) 舞台機構、照明装置及び音響装置の操作に従事する技術職員 ただし、人員数の限度は、次表のとおりとする。

区 分	大劇場で協力する場合	小劇場で協力する場合
舞台機構に関する職員	3人	2人
照明装置に関する職員	3人	1人
音響装置に関する職員	3人	1人

2 入場券の販売又は前項に掲げる人員数の限度を超える技術職員についても協力を受けることができる。ただし、この場合別表使用料表13及び14に規定する料金をそれぞれ納付しなければならない。

3 使用者は、財団が業務に支障があると認めた場合を除き、次の各号について、職員の技術協力を受けることができる。ただし、この場合使用者は、別表使用料金表15に規定する料金を納付しなければならない。

(1) 舞台進行（舞台監督等の業務）

(2) 舞台美術デザイン（プラン）

(3) 照明デザイン（プラン）

(4) 音響デザイン（プラン）

(5) その他

4 使用者が、前項の規定により技術協力を受ける職員について、公演本番、仕込・稽古、打ち合わせのため、劇場施設内外の立ち会いを希望する場合は、財団が業務に支障があると認めた場合を除き、職員の協力を受けることができる。ただし、この場合財団が職員の協力又は技術協力をを行う必要上、劇場施設内において行う使用者との打ち合わせを除き、別表使用料金表16に規定する料金を納付しなければならない。また、第1項第2号の規定により協力する職員について、使用者が仕込・稽古、打ち合わせへの立ち会いを希望する場合も同様とする。

5 使用者は、財団が業務に支障があると認めた場合を除き、財団に大道具の製作及び操作を委託することができる。ただし、この場合使用者は、別表使用料金表17に規定する料金を納付しなければならない。

第3章 使用料等

(使用料等)

第20条 財団は、使用者から別表使用料表に定める使用料、受託料等及び協力料(以下「使用料等」という。)を徴収する。

(予約保証金の納付)

第21条 大劇場等施設の利用者は、財団の定める期日までに使用料の一部として別表使用料表1から3までに定める使用料の5割相当額を予約保証金として納付しなければならない。

(使用料等の納付)

第22条 利用者は、使用料等(前条の適用を受ける者は、予約保証金を差し引いた額)を使用日までに納付しなければならない。

(時間超過使用等及び追加使用)

第23条 利用者が、施設等の利用に際し、当初予定の使用計画を変更して、施設の使用時間を延長し、又は用具等を追加して利用した場合の超過又は追加部分にかかる使用料等は、使用日の当日中に財団に納付しなければならない。

(使用料等の減額等)

第24条 財団は、次の一に該当する場合においては、第20条の規定にかかわらず、使用料等の額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 財団の設立の目的に照らし、特に必要と認めるとき。
- (2) 利用の目的及び方法により特に必要と認めるとき。

(使用日の変更、利用の取消等)

第25条 利用者が、利用を取り消し、又は使用日その他の条件を変更しようとするときの使用料等の取扱いは、次の各号による。

- (1) 利用者が、利用を取り消した場合は、予約保証金は返還しない。
 - (2) 前号の規定による措置のほか準備等に要した実費を追加徴収する。
 - (3) 利用者が使用日の変更を申し入れ、その承諾を得た場合は、当初に予定した使用日につき、すでに納付された予約保証金を徴収し、変更後の承諾された使用日に関しては、新たに申込みをしたときと同様の取扱いとする。
- 2 天災その他の事由により、利用者の責によらずして利用が不可能になったとき、又は財団の行う工事その他の事由により利用を中止する必要を生じたときは、徴収した使用料等は返還する。
- 3 第30条の規定により、利用の承諾を取り消され、又は利用の中止を命ぜられたときは、徴収した使用料等は返還しない。ただし、同条第4号の事由による場合にあつて、徴収した使用料等の全部又は一部を返還することがある。

第4章 利用の条件

(利用権の譲渡の禁止)

第26条 利用者は、理由のいかんを問わず、利用権を第三者に譲渡し、又はこれを他に転

貸してはならない。

(施設・設備の付加、変更)

第27条 使用者は、劇場施設に特別の施設を施し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ、財団の承諾を受けたときは、この限りでない。

(使用方法等の事前打合せ)

第28条 使用者は、施設等の使用方法等について、財団と事前に打合せをしなければならない。ただし、財団において必要でないと認めるときは、この限りではない。

(物品の販売の禁止)

第29条 使用者は、劇場施設内において、財団の許可を受けることなく入場者等に物品を販売してはならない。

第5章 使用の取消し等

(使用の取消し等)

第30条 使用者において、つぎの各号の一に該当する事由があるときは、財団は、使用の承諾を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用申込書に虚偽があったとき。
- (2) 秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 使用の条件に違反し、又は財団の行う指示に従わないとき。
- (4) その他使用させることが適当でないと考えられるとき。

(免責)

第31条 前条の規定により使用者が使用の承諾を取り消され、又は使用の中止を命ぜられたことにより、使用者が損害を受けた場合においても、財団は、その損害を賠償する責任を負わない。

(延滞料の徴収)

第32条 財団は、この規程により定められた期日までに使用料等の納付がない場合は、その期日の翌日から起算して日歩三銭の割合で延滞料を徴収する。

(原状回復)

第33条 使用者が使用を終了したときは、設備を原状に回復しなければならない。第30条の規定により、使用の承諾を取り消し、又は使用の中止を命ぜられたときも同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、財団がこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第34条 使用者が施設を使用することによって、財団の施設、設備、備品等を破損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、財団は、賠償額を減額し、又は賠償を免除することができる。

2 使用者が前条第2項の費用又は前項の賠償金を納付しない場合において、返納すべき使用料等がある時は、その全部又は一部をこれにあてることができる。

第6章 補 則

(補 則)

第35条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団の設立日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程による改正後の公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団施設使用規程は、平成26年5月27日から施行し、平成27年4月1日以後の施設使用に係るものから適用する。

附 則

この規程による改正後の公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団施設使用規程は、平成27年3月13日から施行し、同年4月1日以後の施設使用に係るものから適用する。

別表

使用料表

1 大劇場の使用料は、次表のとおりとする。

使用種別	使用時間 区 分		使 用 料	
			平 日	土曜・日曜・祝日
第一種 (伝統芸能等)	全 日	午前9時30分から午後9時30分まで	360,000円	432,000円
	昼 間	午前10時から午後5時まで	180,000円	216,000円
	午 前	午前9時30分から正午まで	108,000円	129,600円
	午 後	午後1時から午後5時まで	144,000円	172,800円
	夜 間	午後6時から午後9時30分まで	252,000円	302,400円
	午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	324,000円	388,800円
第二種 (非公開の伝統 芸能等)	全 日	午前9時30分から午後9時30分まで	324,000円	388,800円
	昼 間	午前10時から午後5時まで	162,000円	194,400円
	午 前	午前9時30分から正午まで	97,200円	116,640円
	午 後	午後1時から午後5時まで	129,600円	155,520円
	夜 間	午後6時から午後9時30分まで	226,800円	272,160円
	午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	291,600円	349,920円
第三種 (式典等)	全 日	午前9時30分から午後9時30分まで	288,000円	345,600円
	昼 間	午前10時から午後5時まで	144,000円	172,800円
	午 前	午前9時30分から正午まで	86,400円	103,680円
	午 後	午後1時から午後5時まで	115,200円	138,240円
	夜 間	午後6時から午後9時30分まで	201,600円	241,920円
	午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	259,200円	311,040円
第四種 (その他)	全 日	午前9時30分から午後9時30分まで	540,000円	648,000円
	昼 間	午前10時から午後5時まで	270,000円	324,000円
	午 前	午前9時30分から正午まで	162,000円	194,400円
	午 後	午後1時から午後5時まで	216,000円	259,200円
	夜 間	午後6時から午後9時30分まで	378,000円	453,600円
	午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	486,000円	583,200円

2 小劇場の使用料は、次表のとおりとする。

使用種別	使用時間 区 分		使 用 料	
			平 日	土曜・日曜・祝日
第一種 (伝統芸能等)	全 日	午前9時30分から午後9時30分まで	144,000円	172,800円
	昼 間	午前10時から午後5時まで	72,000円	86,400円
	午 前	午前9時30分から正午まで	43,200円	51,840円
	午 後	午後1時から午後5時まで	57,600円	69,120円
	夜 間	午後6時から午後9時30分まで	100,800円	120,960円
	午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	129,600円	155,520円

第二種 (非公開の伝統 芸能等)	全 日	午前9時30分から午後9時30分まで	129,600円	155,520円
	昼 間	午前10時から午後5時まで	64,800円	77,760円
	午 前	午前9時30分から正午まで	38,880円	46,590円
	午 後	午後1時から午後5時まで	51,840円	62,120円
	夜 間	午後6時から午後9時30分まで	90,720円	108,820円
	午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	116,640円	139,880円
第三種 (式典等)	全 日	午前9時30分から午後9時30分まで	115,200円	138,240円
	昼 間	午前10時から午後5時まで	57,600円	69,120円
	午 前	午前9時30分から正午まで	34,560円	41,450円
	午 後	午後1時から午後5時まで	46,080円	55,230円
	夜 間	午後6時から午後9時30分まで	80,640円	96,680円
	午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	103,680円	124,350円
第四種 (その他)	全 日	午前9時30分から午後9時30分まで	216,000円	259,200円
	昼 間	午前10時から午後5時まで	108,000円	129,600円
	午 前	午前9時30分から正午まで	64,800円	77,760円
	午 後	午後1時から午後5時まで	86,400円	103,680円
	夜 間	午後6時から午後9時30分まで	151,200円	181,440円
	午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	194,400円	233,280円

- 3 大劇場及び小劇場の第一種の使用で、同一使用者が年間（4月から翌年3月まで）2日以上使用する
ときの1日当たりの使用料は、次表のとおりとする。

使 用 種 別	使用日数	区 分		使 用 料	
				平 日	土曜・日曜・祝日
大劇場	2 日	全 日	午前9時30分から午後9時30分まで	324,000円	388,800円
		昼 間	午前10時から午後5時まで	162,000円	194,400円
		午 前	午前9時30分から正午まで	97,200円	116,640円
		午 後	午後1時から午後5時まで	129,600円	155,520円
		夜 間	午後6時から午後9時30分まで	226,800円	272,160円
		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	291,600円	349,920円
	3 日以上	全 日	午前9時30分から午後9時30分まで	288,000円	345,600円
		昼 間	午前10時から午後5時まで	144,000円	172,800円
		午 前	午前9時30分から正午まで	86,400円	103,680円
		午 後	午後1時から午後5時まで	115,200円	138,240円
		夜 間	午後6時から午後9時30分まで	201,600円	241,920円
		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	259,200円	311,040円
	5 日以上	全 日	午前9時30分から午後9時30分まで	252,000円	302,400円
		昼 間	午前10時から午後5時まで	126,000円	151,200円
		午 前	午前9時30分から正午まで	75,600円	90,720円
		午 後	午後1時から午後5時まで	100,800円	120,960円
		夜 間	午後6時から午後9時30分まで	176,400円	211,680円
		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	226,800円	272,160円

小劇場	2日	全日	午前9時30分から午後9時30分まで	129,600円	155,520円
		昼間	午前10時から午後5時まで	64,800円	77,760円
		午前	午前9時30分から正午まで	38,880円	46,590円
		午後	午後1時から午後5時まで	51,840円	62,120円
		夜間	午後6時から午後9時30分まで	90,720円	108,820円
		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	116,640円	139,880円
	3日以上	全日	午前9時30分から午後9時30分まで	115,200円	138,240円
		昼間	午前10時から午後5時まで	57,600円	69,120円
		午前	午前9時30分から正午まで	34,560円	41,450円
		午後	午後1時から午後5時まで	46,080円	55,230円
		夜間	午後6時から午後9時30分まで	80,640円	96,680円
		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	103,680円	124,350円
	5日以上	全日	午前9時30分から午後9時30分まで	100,800円	120,960円
		昼間	午前10時から午後5時まで	50,400円	60,480円
		午前	午前9時30分から正午まで	30,240円	36,200円
		午後	午後1時から午後5時まで	40,320円	48,340円
		夜間	午後6時から午後9時30分まで	70,560円	84,650円
		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	90,720円	108,820円

4 使用料表1の使用についての舞台稽古のための使用料については、次表のとおりとする。

使用種別	使用時間 区 分		使用料	
			平日	土曜・日曜・祝日
第一種	全日	午前9時30分から午後9時30分まで	180,000円	216,000円
第二種	昼間	午前10時から午後5時まで	90,000円	108,000円
第三種	午前	午前9時30分から正午まで	54,000円	64,800円
	午後	午後1時から午後5時まで	72,000円	86,400円
	夜間	午後6時から午後9時30分まで	126,000円	151,200円
	午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	162,000円	194,400円
第四種	全日	午前9時30分から午後9時30分まで	270,000円	324,000円
	昼間	午前10時から午後5時まで	134,940円	162,000円
	午前	午前9時30分から正午まで	80,940円	97,200円
	午後	午後1時から午後5時まで	108,000円	129,600円
	夜間	午後6時から午後9時30分まで	188,940円	226,800円
	午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	242,940円	291,600円

5 使用料表2の使用についての舞台稽古のための使用料は、次表のとおりとする。

使用種別	使用時間		使用料	
	区分		平日	土曜・日曜・祝日
第一種 第二種 第三種	全日	午前9時30分から午後9時30分まで	72,000円	86,400円
	昼間	午前10時から午後5時まで	36,000円	43,200円
	午前	午前9時30分から正午まで	21,600円	25,920円
		午後	午後1時から午後5時まで	28,800円
	夜間	午後6時から午後9時30分まで	50,400円	60,480円
	午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	64,800円	77,760円
第四種	全日	午前9時30分から午後9時30分まで	108,000円	129,600円
	昼間	午前10時から午後5時まで	54,000円	64,800円
	午前	午前9時30分から正午まで	32,400円	38,880円
	午後	午後1時から午後5時まで	43,200円	51,840円
	夜間	午後6時から午後9時30分まで	75,600円	90,720円
	午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	97,200円	116,640円

6 使用料表3の使用についての舞台稽古のための1日当たりの使用料は、次表のとおりとする。

使用種別	使用日数 (本番)	区分		使用料	
				平日	土曜・日曜・祝日
大劇場	2日	全日	午前9時30分から午後9時30分まで	162,000円	194,400円
		昼間	午前10時から午後5時まで	80,940円	97,200円
		午前	午前9時30分から正午まで	48,540円	58,320円
			午後	午後1時から午後5時まで	64,800円
		夜間	午後6時から午後9時30分まで	113,340円	136,080円
		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	145,740円	174,960円
	3日以上	全日	午前9時30分から午後9時30分まで	144,000円	172,800円
		昼間	午前10時から午後5時まで	72,000円	86,400円
		午前	午前9時30分から正午まで	43,200円	51,840円
		午後	午後1時から午後5時まで	57,600円	69,120円
		夜間	午後6時から午後9時30分まで	100,800円	120,960円
		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	126,600円	155,520円
	5日以上	全日	午前9時30分から午後9時30分まで	126,000円	151,200円
		昼間	午前10時から午後5時まで	62,940円	75,600円
		午前	午前9時30分から正午まで	37,740円	45,360円
		午後	午後1時から午後5時まで	50,400円	60,480円
		夜間	午後6時から午後9時30分まで	88,140円	105,840円
		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	113,340円	136,080円
	10日以上	全日	午前9時30分から午後9時30分まで	176,400円	211,680円
		昼間	午前10時から午後5時まで	88,140円	105,840円
		午前	午前9時30分から正午まで	52,860円	63,460円

		午 後	午後1時から午後5時まで	70,560円	84,650円
		夜 間	午後6時から午後9時30分まで	123,420円	148,110円
		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	158,700円	190,490円
小劇場	2日	全 日	午前9時30分から午後9時30分まで	64,800円	77,760円
		昼 間	午前10時から午後5時まで	32,400円	38,880円
		午 前	午前9時30分から正午まで	19,440円	23,240円
		午 後	午後1時から午後5時まで	25,920円	31,060円
		夜 間	午後6時から午後9時30分まで	45,360円	54,410円
		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	58,320円	69,940円
	3日以上	全 日	午前9時30分から午後9時30分まで	57,600円	69,120円
		昼 間	午前10時から午後5時まで	28,800円	34,560円
		午 前	午前9時30分から正午まで	17,280円	20,670円
		午 後	午後1時から午後5時まで	23,040円	27,560円
		夜 間	午後6時から午後9時30分まで	40,320円	48,340円
		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	51,840円	62,120円
	5日以上	全 日	午前9時30分から午後9時30分まで	50,400円	60,480円
		昼 間	午前10時から午後5時まで	25,200円	30,240円
		午 前	午前9時30分から正午まで	15,120円	18,100円
		午 後	午後1時から午後5時まで	20,160円	24,170円
		夜 間	午後6時から午後9時30分まで	35,280円	42,270円
		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	45,360円	54,410円
10日以上	全 日	午前9時30分から午後9時30分まで	70,560円	84,650円	
	昼 間	午前10時から午後5時まで	35,280円	42,270円	
	午 前	午前9時30分から正午まで	21,080円	25,300円	
	午 後	午後1時から午後5時まで	28,180円	33,840円	
	夜 間	午後6時から午後9時30分まで	49,370円	59,240円	
	午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	63,460円	76,110円	

7 前各表の区分欄において、「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を指すものとする。

8 使用料表1から6に定める使用時間を超過した場合に追加徴収する額は、次表のとおりとする。

超 過 時 間	追 加 徴 収 額	
	午後10時までの場合	午後10時を過ぎた場合
30分未満	所定額の6分の1相当額	左記額に100分の130を乗じて得た額
30分以上1時間未満	所定額の6分の2相当額	
1時間以上1時間30分未満	所定額の6分の3相当額	
1時間30分以上2時間未満	所定額	

備考 1 本表中「所定額」とは、「午前」の使用については、「午後」の使用料表所定額とし、「昼間」、「午後」、「夜間」、「午後夜間」及び「全日」の使用については、「夜間」の使用料表所定額とする。

2 追加徴収額の計算の結果生じた円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

9 稽古室（付属調整室機器を含む。）、試写・視聴室、録音スタジオ、講義室、研修室、交流プラザの使用料は、次表のとおりとする。

施設名	用途	単位	使用料
大稽古室		1時間	2,460円
中稽古室		1時間	1,540円
第1小稽古室		1時間	510円
第2小稽古室		1時間	1,020円
第3小稽古室		1時間	510円
第5小稽古室		1時間	510円
第6小稽古室		1時間	510円
試写・視聴室	映画、小型VTRを使用する場合	1巻	610円
	VTRを使用する場合	1時間	13,160円
録音スタジオ	録音室として使用した場合	1時間	4,210円
	録音リハーサルのみを使用した場合	1時間	2,980円
	ダビング編集のみを使用した場合	1時間	2,980円
講義室		1時間	1,540円
研修室		1時間	1,540円
交流プラザ		1時間	1,540円

備考 1 操作技師の操作料及びテープ代は、使用者の負担とする。

10 舞台用備品の使用料は、次表のとおりとする。

(1日につき)

備品名	単位	大劇場で使用する場合	小劇場で使用する場合
屏風8尺	一双	3,290円	同左
屏風6尺	一双	2,460円	同左
囲い・見切り	一式	9,870円	使用不可
松羽目一式	一式	30,850円	使用不可
松羽目(正面)	正面	15,420円	使用不可
能舞台一式	一式	25,710円	使用不可
銘苺子一式	一式	5,140円	同左
寄席囲い一式(大平・提灯あり)	一式	5,550円	(囲い・提灯のみ)同左
提灯(文字あり・無地)	一式	1,950円	同左
大平(緑)	一式	2,570円	使用不可
サバニ(丸物)	一艘	9,250円	同左
蛇一式(孝行の巻)	一式	3,700円	同左
観音様(孝行の巻)	一式	4,830円	同左
祭壇セット(孝行の巻)	一式	510円	同左
祭壇(孝行の巻)	一式	510円	同左
庵(花売りの縁)	一式	510円	同左
釣鐘	一式	5,140円	同左
立ち木(桜・紅葉・柳)	一本	1,640円	同左
色紙(大)(紫かすみ)	一枚	1,130円	同左
色紙(小)(紫かすみ・砂子)	一枚	820円	同左
造花(菜の花・菖蒲・萩・菊)	一畝	510円	同左
造花(牡丹花大・小まぜて6畝)	一畝	1,020円	同左
糸桜	一列	3,080円	同左
桜吊枝	一吊	2,570円	同左
吊柳	一吊	2,570円	同左
雪籠(雪付き・3個)	一個	1,440円	同左
地絣(黒・鼠)	全面	7,200円	4,110円
地絣(黒・鼠)	半面	4,110円	2,050円
地絣盆中(黒・鼠)	一式	4,110円	なし
地絣盆外(黒・鼠)	一式	4,110円	なし
上敷	一枚	510円	同左
リノリウム(黒・鼠)	全面	30,850円	15,420円
リノリウム(黒・鼠)	半面	20,570円	8,220円
紗幕	一枚	5,140円	同左
紅型紗幕(二枚)	一枚	7,200円	同左
本紅型幕①	一枚	15,420円	同左
本紅型幕③	一枚	12,340円	同左
紅型幕②レプリカ	一枚	7,200円	同左

背景幕	一枚	5,140円	同左
定式幕	一枚	5,140円	使用不可
カットクロスアーチ	一枚	4,620円	同左
カットクロス	一枚	4,620円	同左
白ジョーゼット	一式	15,420円	同左
スモークマシン (フグ'リキト'実費)	一台	5,650円	同左
ドライアイスマシーン (ドライアイス実費)	一台	5,650円	同左
音響反射板6枚口 ※1	一式	9,250円	同左
字幕装置 (操作機器含まず)	左右一式	7,200円	なし
リアスクリーン	一枚	5,960円	なし
演台 (大)	一台	1,740円	同左
演台 (小)	一台	1,130円	同左
司会者台	一台	1,130円	同左
花台	一台	510円	同左
ワイヤレスマイク	一本	1,020円	同左
宮太鼓	一式	4,620円	同左
シナ銅鑼	一式	560円	同左
銅鑼	一式	11,310円	同左
波ざる	一式	1,020円	同左
モニター用スピーカ300W未満 ※2	一對	1,130円	同左
モニター用スピーカ300W以上 ※2	一對	2,980円	同左

備考 1 本表以外の舞台用備品(軽微)で、使用を認めているものは、原則として無料とする。

2 ※1 別途第19条第1項第2号の職員(技術)舞台機構に関する職員1名が必要となる。

3 ※2 大劇場は二対、小劇場は一對までは無料とする。

11 映画等に関する設備の使用料は、次表のとおりとする。

設備名	単位	使用料	備考
ビデオプロジェクター (小劇場のみ)	1式	16,970円	1日につき
16mm映写機 (小劇場のみ)	16mm 6巻以内	3,390円	1巻増すごとに1,020円
電源・場所等 使用料	電源を使用する場合	5時間以内	6,580円
	電源を使用しない場合	5時間以内	5,550円

12 照明に関する設備等の使用料は、次表のとおりとする。

(1日につき)

照明器具名	単位	使用料
エフェクトマシン及びプロジェクション	2kw以上	1台 2,880円
	2kw未満	1台 1,740円
ムービング(MAC550・10台) ※人件費含まず	1台	4,420円
ムービング操作卓	1台	20,570円
ゴボローテーター	1台	1,130円
ゴボ (ガラス種板)	1枚	560円
カラーフィルター	1枚	実費

13 録音等に関する受託料等は、次表のとおりとする。

種 目		単 位	料 金
運営モニターを用いて行う録音受託料		30分	1,020円
受託技術料	録音室を使用した受託料	1時間	4,830円
	ダビング編集のみの受託料	1時間	2,360円
入場券販売手数料		1枚	額面の1割相当額
入場券作成受託料		1組	実費相当額
電源・場所等使用料	電源を使用する場合	1件	3,800円
	電源を使用しない場合	1件	3,180円

備考 国立劇場おきなわの保有する録音テープを使用して録音する場合は、その実費を徴収する。

14 第19条第2項の規定により、職員の協力を希望する場合の協力料は、次表のとおりとする。

使用区分	「午前」、「午後」及び「夜間」の場合	「昼間」及び「午後夜間」の場合	「全日」の場合
職員の種別			
第19条第1項第1号の職員（入場券の点検）	1人につき 4,420円	1人につき 6,060円	1人につき 6,680円
第19条第1項第1号の職員（施設内の案内）	1人につき 4,420円	1人につき 6,060円	1人につき 6,680円
第19条第1項第1号の職員（放送）	1人につき 13,260円	1人につき 18,200円	1人につき 19,850円
第19条第1項第2号の職員（技術）	1人につき 16,450円	1人につき 22,620円	1人につき 26,740円

備考 1 使用区分欄において、「全日」とは、午前9時30分から午後9時30分まで、「昼間」とは、午前10時から午後5時まで、「午前」とは、午前9時30分から正午まで、「午後」とは、午後1時から午後5時まで、「夜間」とは、午後6時から午後9時30分まで、「午後夜間」とは、午後1時から午後9時30分までとする。

15 第19条第3項の規定により、財団職員の技術協力を希望する場合の技術料は、次表のとおりとし、業務区分については、別に定める。ただし、特別に長時間の作品や高度な技術を要する作品の場合等、この料金によることが適当でないと認められるときは、理事長は技術協力の内容を詳しく調査のうえ、別途料金を定めることができる。

1 舞台進行（舞台監督等の業務）

技術料（1日につき）	30,850円
------------	---------

2 舞台美術デザイン（プラン）

業務区分	I	II	III
技術料	30,850円	51,420円	102,850円

3 照明デザイン（プラン）

業務区分	I	II	III
技術料	30,850円	51,420円	102,850円

4 音響デザイン（プラン）

業務区分	I	II	III
技術料	30,850円	51,420円	102,850円

5 その他

技術料は、理事長が技術協力の内容を詳しく調査したうえ、別途定める。

16 第19条第4項の規定により、財団職員の技術協力を希望する場合は、同表15に定める技術料のほか、次表に定める協力料を請求する。

時間区分	1時間30分以内	5時間以内	5時間超
協力料	18,100円	24,680円	26,740円

備考 1 時間には、休憩時間を含む。ただし、往復に要する時間は含まない。

2 公演本番以外の仕込・稽古、打ち合わせの協力料は、各時間区分の料金の5割相当額とする。

3 交通費を必要とする場合は、実費相当額を徴収する。

ただし、第19条第3項第1号の規程により技術協力を行う職員の協力料は、次のとおりとする。

(1) 公演本番は、使用料表15の1を含む。

(2) 仕込・稽古は、使用料表15の1の料金の5割相当額とする。

(3) 打ち合わせは、本表による。

17 第19条第5項の規定による大道具の製作、操作の受託料は、次表のとおりとする。

大道具製作費	受託料
実費	大道具製作費の1割相当額

18 大劇場及び小劇場の設備は、定式幕のないプロセニウム舞台を基本舞台とするが、大劇場の使用者が張出舞台、花道舞台又は定式幕を使用する場合、次表による各措置料を徴収することで使用時間区分の時間外に措置することができる。この場合において、その直前に使用した者の使用に伴い、設置の必要がなく、このまま使用する場合であっても、原則、各措置料を徴収するものとする。花道の使用にあたっての揚幕等操作要員は、原則、使用者が準備するものとする。

項目	措置料
張出舞台措置料	17,480円
花道措置料	26,740円
定式幕措置料	24,680円